

12年ぶりに県内で発生したアメリカ腐蛆病の防疫対応と今後の課題

三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所

○岡本さくら 小田桐千鶴恵

令和2年7月30日、セイヨウミツバチ11群を飼養する趣味養蜂家から有蓋幼虫の死亡、蓋の陥凹などの異常があるとの通報を受け、立入検査を実施。臨床検査と病性鑑定の結果アメリカ腐蛆病と診断。発生蜂場から半径3km圏内の2蜂場に対して移動制限を指示。現地に汚染物品の評価後、当所へ運搬し焼却炉にて焼却処分。移動制限解除時に検査を行ったところ、さらに1蜂場で発生を確認。半径3km圏内の2蜂場に対して移動制限を指示し、汚染物品の焼却処分を当所焼却炉にて実施。解除時の検査で異状はみられず、本病の発生は終息。本事例において、1例目の趣味養蜂家は今年度の飼養届が未提出であるなど知識不足が判明。腐蛆病検査をせずに他県へ移動する恐れや、今後趣味養蜂家が増える可能性も存在。衛生情報を発行するとともに、県養蜂協会と協力し、発生地から10km圏内の養蜂家9戸に対して衛生指導を実施。本県での本病発生は12年ぶりであり、職員に防疫対応の経験がなく、採材や検査、消毒、評価基準など苦慮する点があったため、今回の経験を生かした本病発生時の防疫対応をまとめたマニュアルを作成。今後も、蜜蜂飼養に関する衛生情報の普及啓発を継続する所存。